

# 国民健康保険税過誤納金の 還付・充当について

## 還付・充当とは

国民健康保険税を重複して納めた場合や、申告により税額が減額となった場合等に、納め過ぎとなった国民健康保険税をお返しいたします(還付)。

ただし、納期限が過ぎても納めていただけていない国民健康保険税があった場合には、地方税法第17条の2の規定によりその国民健康保険税の納付に充てさせていただきます(充当)。

## 還付手続きの方法(令和7年4月1日現在)

国民健康保険税の納め過ぎを確認した後、「還付通知書」「還付請求書」と「返信用封筒」を郵送いたします。口座振込ご希望の場合は、「還付請求書」に必要事項をご記入のうえ、「返信用封筒」でご返送ください。「還付請求書」を受理してから数週間で指定口座へ振込いたします。

なお、国民健康保険税について口座振替を登録されている人には「還付通知書」を郵送し、記載口座へ振込いたします。

## 還付金詐欺に注意!!

最近、市役所職員を名乗りATMへ誘導する、口座情報を聞き出す等の振込詐欺が多発しています。川西市では、国民健康保険税の還付手続きに関して、直接銀行やATMへ行って手続きを依頼することはありません。不審な電話があった場合は、保険収納課に確認してください。



# 納付済額のお知らせについて

納付済額のお知らせは登録制です。  
お申し込みのあった人に、毎年送付します。

保険税の納付済額は確定申告などで社会保険料控除として申告することができます。

領収証書、口座振替の場合は預貯金通帳で確認した金額、**年金からの天引きの場合は「公的年金等の源泉徴収票」で申告ができます。**

発送は1月末から随時行います。

- 1 登録は随時行っていますので、希望する人は保険収納課の窓口または電話で申込みを行ってください(市ホームページからも可)
- 2 不要になった場合や世帯主の変更などがあれば連絡をお願いします
- 3 登録があっても納付済額がない場合は送付しません

なお、「納付済額のお知らせ」は川西市に納付した分のみが記載されています。転出や転入された人は納付した市区町村へお問い合わせください。

# 医療費のお知らせについて

川西市国保では、年6回「医療費のお知らせ」を送付しています。各月の送付時期はおおむね下記のとおりです。

1月、2月診療分…7月      3月、4月診療分…9月  
5月、6月診療分…11月    7月、8月診療分…翌年1月  
9月、10月診療分…翌年2月 11月、12月診療分…翌年5月

- ※1 「医療費のお知らせ」は医療機関から診療報酬等の請求があり、支払いが確定したものについて作成しているため、医療機関からの請求が遅れている場合や国保連合会での審査に通常より時間を要している場合などは記載が遅れることがあります。
- ※2 医療費控除の対象となる支出で、このお知らせに記載されていないものおよび、申告時期に間に合わない診療月分等については、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります。
- ※3 「患者負担額」には、自己負担相当額が記載されています。なお、「患者負担額」と実際にご自身が負担された額が異なる場合(公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、療養費、出産育児一時金、高額療養費がある場合など)があります。その場合には、「患者負担額」欄に記載の額から公費負担の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告していただく必要があります。
- ※4 医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。